

吉見病院 医療機器安全管理 規程

第1 医療機器安全責任者

- (1) 医療機器の安全使用の為、医療機器安全管理責任者を配置する
- (2) 医療機器安全管理責任者は看護部とする
- (3) 医療機器安全管理者は、管理者の指示の下、医療安全管理委員会と連携し、医療機器の安全使用に係る業務を実施する

第2 医療機器安全管理業務

- (1) 医療機器の安全使用の為の研修の実施
- (2) 医療機器安全使用の為の保守点検の計画策定、及び実施
- (3) 医療機器安全使用の為の情報収集、及び改善方策の実施

第3 従事者に対する研修

- (1) 研修は、医療機器導入時及び必要に応じ、機器使用予定者に向けて行う
- (2) 内容は、有効性、安全性、使用方法、不具合時の対応、遵守事項等とする

第4 保守点検の実施

- (1) 保守点検が必要な医療機器について、保点検計画を策定、実施
- (2) 各部門で使用する医療機器における日常点検の実施確認
- (3) 点検結果による、医療機器の修理や更新

第5 情報の収集

- (1) 添付文書、取扱説明書の管理
- (2) 製造元、販売先等の情報提供を受ける
- (3) 管理者へ収集した情報を報告（必要な場合は医療安全管理委員会にも報告）

以上

平成26年9月
2024年4月1日